

平成20年度廃棄物処理等科学研究費公募要領

平成19年12月17日

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

平成20年度の廃棄物処理等科学研究費による補助対象事業を公募します。

この制度は、「廃棄物処理対策研究事業」、「廃棄物対策推進事業」及び「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」の3制度から成っており、平成20年度からそれぞれ制度の名称が次のように変更になります。

「廃棄物処理対策研究事業」→「循環型社会形成推進研究事業」

「廃棄物対策推進事業」→「循環型社会形成推進研究推進事業」

「次世代廃棄物処理技術基盤整備事業」→「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業」

今般募集する事業は、「循環型社会形成推進研究事業（廃棄物処理対策研究事業）」及び「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（次世代廃棄物処理技術基盤整備事業）」で、それぞれの事業の募集内容は以下のとおりです。

この公募は、本来平成20年度予算が成立した後に行うべきものですが、補助金交付の早期化のために予算成立前に行うもので、補助金の交付については、平成20年度予算の範囲内で行います。

★それぞれの制度の募集内容は…★

循環型社会形成推進研究事業 （廃棄物処理対策研究事業）

廃棄物処理等に係る科学技術に関する研究で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会形成等の推進、技術水準の向上が期待できる研究を対象

循環型社会形成推進研究事業（廃棄物処理対策研究事業）の公募要領へ

次世代循環型社会形成推進 技術基盤整備事業 （次世代廃棄物処理技術基盤 整備事業）

循環型社会の推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業により実用化が見込まれ、かつ経済性及び効率性に優れた技術の開発を対象

次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（次世代廃棄物処理技術基盤整備事業）の公募要領へ

★本事業の募集期間は…★

平成19年12月17日（月）から平成20年1月28日（月）午後5時まで

★本事業に関するお問い合わせ、応募書類の提出先は…★

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当

電話番号 03-3581-3351（内線6858）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎5号館26階）

Ⅰ 循環型社会形成推進研究事業 (廃棄物処理対策研究事業)

1 目 的

本補助金は、廃棄物の処理等に係る科学技術に関する研究を促進し、もって廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会の形成の推進等に関する行政施策の推進及び技術水準の向上を図ることを目的としています。

2 公募について

(1) 公募対象

① 対象となる研究

廃棄物処理等に係る科学技術に関する研究で、廃棄物の安全かつ適正な処理、循環型社会形成等の推進及び技術水準の向上が期待できるものが対象となります。

② 公募の対象分野

公募の対象とする研究分野は次表に掲げるものとします。

1 廃棄物処理に伴う有害化学物質対策研究

- イ 廃棄物処理施設における有害物質の排出の削減に関する研究
- ロ 廃棄物に含まれる有害化学物質の処理に関する研究
- ハ 廃棄物に含まれる有害化学物質の分析及び評価に関する研究
- ニ 廃棄物最終処分場における有害化学物質の挙動に関する研究

2 廃棄物適正処理研究

- イ 廃棄物の適正で安全な処理方法に関する研究
- ロ 廃棄物の不法投棄の防止及び原状回復に関する研究
- ハ 有害廃棄物、感染性廃棄物、その他処理困難な廃棄物の処理に関する研究
- ニ し尿及び浄化槽の高度処理・維持管理に関する研究

3 循環型社会構築技術研究

- イ 循環型社会構築のためのシステム、評価、費用負担のあり方並びに推進方法に関する研究
- ロ 廃棄物の排出抑制及び再生利用に関する研究
- ハ 廃棄物最終処分場の延命化または再生化に関する研究
- ニ 浄化槽汚泥の再生利用に関する研究

注： 本公募要領でいう廃棄物の中には放射性廃棄物は含まれていません。ただし、クリアランスレベル以下の廃棄物は含みます。

(2) 公募区分について

「重点テーマ研究」、「一般テーマ研究」及び「若手育成型研究」を設定し、次表の目的で公募します。

重 点 テ ー マ 研 究	社会的・政策的必要性を踏まえ、廃棄物処理等にかかる科学技術に関する研究を効率的・効果的に推進するため(3)のとおり設定しています。
--	---

一般 テーマ 研究	重点テーマに関わらず、既に実施している(1)②に示す公募対象分野ごとに研究者の自由な発想に基づく研究の推進を目的としているものです。
若手 育成型 研究	若手研究者の育成及びその研究の活性化を目的とした公募区分です。若手研究者とは、平成20年3月31日時点で満35歳以下の研究者、又は、常勤職（任期付き含む。）に就いて5年以内の者をいいます（ただし、出産・育児休業を取得した者については、平成20年3月31日から出産・育児休業日数^{注）}を差し引いた日において、35歳以下、又は、5年以内であった者とする。）。 注）育児休業日数は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」第9条に規定する期間をいう。また、第23条第1項及び第24条第1項に規定する勤務時間の短縮措置を適用した場合、その短縮された合計時間は、1日当たりの就業時間数を8時間として日数に換算し、小数部を切り捨てたものを育児休業日数に加算できるものとする。 （例：1日あたり短縮された就業時間が2時間の場合、4日間で育児休業日数1日とみなすことができる。） 研究代表者がこの条件に適合する若手研究者でなければなりません。共同研究者の年齢等は問いません。 公募対象については、「一般テーマ研究」と同様です。「重点テーマ研究」への応募を、「若手育成型」として取扱うことはできません。

※ 継続の研究

平成18年度に採択された研究のうち研究計画期間が3年のもの、及び平成19年度に採択された研究のうち研究計画期間が2年又は3年のものについても応募が必要です。

なお、継続課題であっても、事前評価を行い、評価の低い課題については、採択しないことがあります。

(3) 重点テーマについて

「重点テーマ」として、以下の5つの課題を設定しています。応募の際には、テーマ設定の背景と目的を参考に、各テーマに合致した具体的な研究課題について提案してください。

テーマ① 「3R推進のための研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減により、循環を基調とする社会経済システムの実現及び廃棄物問題の解決に資するため以下の研究を行う。

○ 3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術

本テーマはトップダウン方式により実施します。下記（5）トップダウン方式による研究について参照のこと。

○ 国際3R対応の有用物質利用・有害物質管理技術（3Rイニシアティブ特別枠）

近隣諸国の経済発展による資源需要の増大に伴って、廃電気電子製品など使用済み製品や廃プラスチック等の二次資源の貿易が盛んになっている。有害物質の不正な越境移動を防止し、稀少資源の供給ひっ迫の懸念に備えるため、国際的な資源循環の実体解明や資源供給面・環境影響面の評価のための技術、有用物質の選別・回収技術、有害物質の管理・

分解技術などを開発する研究。

- ・アジア地域における環境上適正な国際資源循環・廃棄物管理システムの構築に関する研究
- ・研究成果を個別具体的な行政施策・技術支援プロジェクト等に反映・貢献できるようにするための研究

○ 3R・エネルギー回収の高度化技術

廃棄物処理事業について、資源循環の推進及びエネルギー回収効率の増加を目指し、費用対効果の優れた3R・エネルギー回収技術の開発・高度化を行う研究。

テーマ② 「廃棄物系バイオマス利活用推進のための研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

平成18年3月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」及び平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」の達成に資するため、以下の研究を特に推進する。

○ 持続可能型地域バイオマス利用システム技術

我が国だけでなくアジア等海外を含め、地域に即した廃棄物系バイオマスエネルギー利用や、原料確保から利用・残渣処理までの地域のマテリアルバランスを考慮した資源循環システムを開発し、経済的に成立するための要件を社会科学的な面も含め検討する。また、廃棄物系バイオマス利用の地域システムを設計するための、ライフサイクルを意識した物質循環、地域特性、安全性、経済性等を踏まえた評価を行える手法を構築する研究やエネルギーバランス、マテリアルバランス、経済性、環境負荷低減等の観点から地域に即した地域における循環利用を実現するモデルの設計手法の研究。

○ 草木質系バイオマスエネルギー利用技術

廃棄物系バイオマスの中で我が国のみならずアジアにおいて量が豊富で安定して供給可能な製材工場等残材・建設発生木材・間伐材やサトウキビ絞りかすなどの草木質系バイオマスを有効にエタノールやバイオディーゼル燃料に変換する技術や熱、電力へ高効率に転換する技術の研究開発や高効率にエネルギー利用するシステムを設計する技術の開発。

○ 食品廃棄物のリサイクルを推進するための多様なマテリアルリサイクル及びサーマルリカバリー技術並びに各技術のエネルギー収支、マテリアル収支並びに温室効果ガス排出の比較分析に関する研究、食品廃棄物を再びフードチェーンに戻すリサイクルループ構築における安全、安心を確保するための食品廃棄物及びリサイクル製品の管理技術の開発に資する研究、食品関連事業者において発生する食品廃棄物の効果的な発生抑制手法の比較分析に関する研究

テーマ③ 「循環型社会構築を目指した社会科学的複合研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

循環型社会形成推進基本計画を踏まえ、以下に掲げる研究で人文科学、社会科学研究と理工学的研究を複合させた研究を行う。

- 循環型社会形成のための政策シナリオの提案、その効果の分析・評価と導入手法、既存施策の費用対効果分析など、循環型社会形成に向けた新たな政策導入に寄与する研究
- 環境教育や環境学習への取組、ごみを減らすための地産地消の検討、新たな資源を投入することのない生産、利用技術の開発、ロングライフ製品の開発、再生利用がしやすい製品の開発など、新たな着想でワンウェイ型ライフスタイルから循環を基調としたライフスタイルの変革に寄与する研究

- 廃棄物処理費用のコスト分析手法や内部化、製品価格への処理費用の上乗せと生産者による処理システムの導入、一般廃棄物処理サービスの有料化など、経済的インセンティブを用いて循環型社会を推進するための施策の導入手法や効果等に関する研究
- 市町村の一般廃棄物処理事業を含め、環境負荷低減の面において効果的で経済的にも効率的な廃棄物処理・リサイクルシステムを実現するため、廃棄物処理・リサイクルシステムの費用対効果分析手法や費用便益分析手法を開発するほか、システムの環境負荷低減効果と費用効率性の向上を定量的に評価する指標等環境負荷低減効果と費用効率性の調和に関する評価手法の開発に関する研究
- 資源生産性、循環利用率、最終処分量、費用効率性の向上を前提とし、次の世代における廃棄物処理・リサイクルシステムのあり方という中長期的視点や、あるいは社会システム全体の中での廃棄物処理・リサイクルシステムをどう設計するかという視点を持ち、これからの廃棄物処理・リサイクルシステムについて構想し、そのための具体的なシナリオを検討し、シナリオ実現に必要な、技術開発・政策的な手法・社会的合意等の要素を明確化する研究

テーマ④「アスベスト問題解決をはじめとした安全、安心のための廃棄物管理技術に関する研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

喫緊の課題であるアスベストの無害化処理技術に関する研究をはじめ、廃棄物焼却施設及び最終処分場等の廃棄物処理施設における処理・処分に当たり、安全、安心を確保するための廃棄物管理技術（最終処分場など廃棄物処理施設の適正な建設、維持管理及び最終処分場閉鎖後の跡地利用に関するもの等を含む）の開発に資する研究や、安全・安心な処理システムの構築に向けた政策的な提言を行う研究

テーマ⑤ 「漂着ごみ問題解決に関する研究」

◇ テーマ設定の背景と目的

外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境や景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化していることから、流木や漁具等の塩分を含んだ漂着ごみの効率的な処理・リサイクルシステムなど、これらの問題を解決するための社会科学的な研究。（個別の技術開発は次世代廃棄物処理技術開発事業において公募します。）

※ 「重点テーマ」に応募する際は、研究計画書の応募枠記入欄の「重点テーマ」欄に上記の5つのテーマの中で該当するテーマの番号を記入してください。

(4) トップダウン方式による研究について

上記重点テーマ①「3R推進のための研究」のうち「3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術」はトップダウン方式で募集します。

3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術をテーマとして、法律、経済、工学分野の専門家による学際的なプロジェクトを実施します。

イ プロジェクト研究課題

「3R施策の強化と地球温暖化対策の両立を目指した3R実践のためのシステム分析・評価・設計技術に関する研究」

ロ 研究期間

平成20年度～22年度

ハ プロジェクトリーダー

プロジェクト全体を総括し、研究課題の進捗管理に責任を有するプロジェクトリーダーを次の者としします。

独立行政法人 国立環境研究所

循環型社会・廃棄物研究センター長 森口祐一

さらに本研究の研究マネジメントの中核部分は 国立環境研究所が機関として担うこととします。

二 プロジェクトの目的・目標

効果的な3R実践のための技術及び社会経済システムを設計し、政策的に支援していくための方策を提示することによって、天然資源の消費抑制と環境負荷低減、特に地球温暖化防止の観点から脱物質化・低炭素社会の実現に資することを目的とします。

そのために、政策的に3R施策を強化すべき廃電気・電子機器や廃自動車、食品廃棄物、容器包装廃棄物、その他重要と考えられるものについて、統合的なシステム分析評価技術の確立やそれに必要な情報基盤の構築を行い、持続可能な消費や生産システム、様々な空間スケールをもつ循環技術システムの分析・評価・設計を行います。また、システム実現に向けた各主体における戦略的なマネジメント技術や法制度的な政策支援策を提示することを目標とします。

ホ プロジェクトを構成する研究課題

本プロジェクトの具体的な研究内容は、以下(イ)～(ト)に示すサブ研究課題により構成されるものとします。各サブ研究課題は、「二 プロジェクトの目的・目標」に記載した目標を達成すべく、研究開発を実施していただきます。

各サブ研究課題の研究開発を実施する研究参画者を後述「へ 研究参画者及び具体的研究内容等研究詳細の公募」等のとおり公募いたします。

- (イ) リース・レンタルや長期使用、グリーン購入などのリデュース・リユースを進めるための消費システムの設計及びそれらの社会行動学的評価に関する研究
- (ロ) 上記(イ)の消費システムの変革を含めて、リデュース・リユースの実践を促進する各種経済的手法を用いた政策支援策や、その効果を予測するための社会行動学的評価に関する研究
- (ハ) リデュース・リユースのための消費システムと調和した環境配慮設計などの生産システムの変革とその政策支援策に関する研究
- (ニ) 様々なスケールをもつ循環圏内の物質・エネルギー需給状況に応じた循環的利用システムの設計と政策支援策に関する研究
- (ホ) 自治体等の主体が3Rを戦略的に実践していくためのベンチマーキング手法等を用いたマネジメントシステムの設計と政策支援策に関する研究
- (ヘ) 上記の(イ)～(ホ)の研究を支援する物質フロー分析やライフサイクルアセスメント、費用便益分析、環境会計など、3Rのための技術や社会のシステムを分析・評価するための技術及びそのための情報基盤の構築に関する研究
- (ト) 本プロジェクトの目標に合致したその他の研究

へ 研究参画者及び具体的研究内容等研究詳細の公募

ホ(イ)～(ト)に示すサブ研究課題を実施する研究参画者及びその研究課題の具体的な研究内容等の研究詳細について募集を行います。

サブ研究課題に係る代表研究者として研究開発を実施しようとする方は、具体的な研究内容、研究計画及び共同で研究を行う研究チーム等の研究詳細を準備して、応募してください。審査の結果、各サブ研究課題の代表研究者及び共同研究者として選定されれば、「二 プロジェクトの目的・目標」に記載した目標を達成すべく研究開発を実施することはもちろんですが、研究開発に当たっては、それぞれの課題でばらばらに実施するのではなく、本プロジェクトの目標を達成するため、プロジェクトリーダーの下でプロジェクト実施のための研究チームの一員として各サブ研究課題を役割分担し、チームワーク良く研究開発を実施してい

ただかなければなりません。サブ研究課題に係る代表研究者として研究開発を実施しようとする方は、あらかじめ、この点をご承知いただいた上で応募して下さい。

なお、3及びⅢに示す審査、評価等の結果、ホ(イ)～(ト)に示すサブ研究課題をさらに区分して採択することや、採択できる提案が無いサブ研究課題にあっては採択をしないこともあり得ます。

このほか、本プロジェクトでは研究チームの責任体制を明確にする観点から、原則として一つのサブ研究課題は一つの研究機関で担当することとします。しかし、効果的に研究展開を図るために、研究の専門性から複数の研究機関の研究者で実施することが必要不可欠な場合は、この限りではありません。研究の専門性から複数の研究機関の研究者で実施する場合には、当該サブ研究課題に係る研究チームの責任体制の確保の方法をご検討いただき、具体的な方法を環境省と協議していただくこととします。また、多数の研究者に研究資金を配分し、研究資金が細分化され結果として思い切った（チャレンジングな）研究の実施に影響することがないように、サブ研究課題を実施する研究チームの人数については適切なものとなるように留意して下さい。

ト プロジェクトアドバイザー委員会の設置

本プロジェクトは、外部専門家から構成されるプロジェクトアドバイザー委員会を設置し、研究の進め方に関する意見や助言を得ながら、実施することとします。プロジェクトアドバイザー委員会の運営は本プロジェクトの一環として実施することとし、プロジェクトアドバイザー委員会のメンバーや運営については、プロジェクトリーダーと環境省で協議して具体的内容を決定します。

(5) 応募に際しての要件

下記の①～⑦の要件をすべて満たす場合のみ応募できます。

- ① 研究期間が、3年以内であること。
- ② 既に環境省又は他府省の研究費助成制度による助成を受けている研究等と内容及び研究者が重複しないこと。
- ③ 応募課題に従事できる研究者については、次に掲げるいずれかの国内の試験研究機関等に所属する研究者であること。
 - イ 国及び地方公共団体の試験研究機関
 - ロ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（附属研究機関を含む。）、高等専門学校
 - ハ 民間企業（日本の法人格を有しているもの）の研究機関
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ホ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人（研究を主な事業とするものに限る。）
 - ヘ 法律により直接設立された法人（研究に関する業務を行うものに限る。）
 - ト その他の団体（日本の法人格を有しているものであって、研究に関する業務を行うものに限る。）
- ④ 研究者が当該研究期間内に長期外国出張する場合や、所属機関からの退職など、研究者としての責務を果たせないことが予測されないこと。
- ⑤ 他の研究者と共同で行う場合にあっては、応募する研究者（代表研究者）が、あらかじめ共同で行う研究者（共同研究者）の承諾を得ていること。また、当該研究に協力する者（研究協力者）がいる場合には、同様に承諾を得ていること。
- ⑥ 代表研究者等は、当該研究事業を実施することについて、必ず、それぞれの所属する試験研究機関等の代表者の承諾を得ていること。また、共同研究者についても、同様に所属研究機関等の代表者の承諾を得ていること。

- ⑦ 一人の研究者が代表研究者として応募できる研究は、同一の研究分野について 1 人当たり 1 件とします。

(6) 応募の手続き

① 申請者について

必ず代表研究者が所属する試験研究機関等の長が申請してください。機関の長とは、代表研究者が当該研究機関で研究に従事することを承諾する立場であって、かつ、補助金の管理・運用を代表研究者の所属機関等が行うことを保証できる立場にある者としてします。例えば、大学等の研究機関であれば、学長、学部長等となります。

② 経理担当者について

補助金の管理・運用は代表研究者の所属機関等で行うことになります。そのため、代表研究者とは別に、経理に係る連絡等を担当する者（経理担当者）として、所属する機関等の経理担当部署の方を選出してください。

③ 提出書類

イ 廃棄物処理等科学研究費補助金研究計画書（以下、「研究計画書」という。）

ロ 法人登記簿抄本

商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本（廃棄物処理等科学研究費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）第 3 条第 3 項に掲げるハ、ホ、トの研究機関に属する研究者が応募する場合に限る）

ハ 図及び説明の入った研究の概要が解る 1 ページの説明書

◇ 研究計画書について

- ・ 該当する研究テーマの欄に「○」を記入してください。
- ・ 継続課題である場合は、研究計画書に継続の何年目かを記載してください。
- ・ 研究計画書の様式は、環境省ホームページよりダウンロードできます。

※ホームページアドレス

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html

- ・ 郵送、ファックスによる様式等の配布は行っておりません。

④ 提出時必要な書類と提出期限

◇ 必要書類

- 研究計画書 1 部

（用紙サイズは日本工業規格 A 4 版、両面白黒印刷、ホッチキス留めなし、中央下にページ番号付きとしてください。）

- 上記研究計画書のデータを納めた、CD-ROM 1 枚

（データ形式は後述する形式のいずれかとします。）

- 添付書類 各 1 部

（添付書類がある場合は、各 1 部同封してください。）

◇ 提出方法及び期限

提出方法	郵送、宅配便、持参又は電子メール
提出期限	平成 20 年 1 月 28 日(月) 17 時必着

⑤ 書類の提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2 (中央合同庁舎 5 号館 26 階) 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 研究担当 電 話 03-3581-3351(内線6858) F A X 03-3593-8263 メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp

※ 郵送、宅配便の場合は、封筒に「研究 計画書」と朱書きしてください。

⑥ 書類の提出に当たっての諸注意

- ◇ 用紙サイズは、A 4 版とします。原本がA 4 サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA 4 サイズで統一してください。
- ◇ 印刷は白黒で行ってください。（カラー不可）
- ◇ 応募書類は返還致しません。
- ◇ 郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。

⑦ メールにより提出する際の留意事項

- ◇ 研究計画書については、1つの研究計画書が1つのファイルになるように作成してください。
- ◇ 研究計画書のファイル形式は、WORD形式、EXCEL形式又は一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないでください。
- ◇ 研究計画書以外に必要となる添付書類がある場合はPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。
- ◇ 各ファイルは白黒で印刷されることを前提に作成してください。
- ◇ メールでの応募の際には、1つのメールに1件の研究事業としてください。添付する研究計画書、その他書類は1つのメールに各1つとしてください。複数の研究計画書等が添付されている場合はすべての応募を無効とすることがあります。
- ◇ 応募するメールのサイズは1つのメールで最大1MBとしてください。制限を超過してしまう場合はご相談ください。
- ◇ メール件名は、「20研究計画(〇〇〇〇)」(20と()は半角)としてください。〇〇〇〇には代表研究者名を記入してください。
- ◇ メールの送信は代表研究者が行ってください。また、メール本文の最後には、必ず代表研究者及び経理担当者の所属・連絡先等を示す署名を記入してください。
- ◇ 添付ファイル名は、代表研究者の氏名を使用し、[k20yamada.doc]（山田太郎の場合、“k20”+“代表研究者の名字”）いずれも半角小文字としてください。また、[.doc][.pdf]等拡張子の前の文字数は半角で10文字以内とし、それ以降は省略してください。
- ◇ 添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。
- ◇ 当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。
- ◇ 応募書類に著しい不備が認められる場合は応募を無効とします。

3 審査及び採択について

(1) 採択の概要

- ① 新規応募課題については研究計画書等での評価（一次審査）及びヒアリングでの評価（二次審査）を行います。二次審査は、一次審査通過者を対象に平成20年3月上旬から3月中旬頃に実施予定です。
- ② 継続の研究課題については、原則として研究計画書等での評価により採択を判断

します。なお、当初の研究計画から内容の変更や経費の増額等があった場合は、ヒアリングでの評価を実施することがあります。

- ③ 応募された研究課題は環境省に設置する外部有識者等からなる、「循環型社会形成推進研究審査委員会（廃棄物処理対策研究審査委員会）」における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。
- ④ 「循環型社会形成推進研究審査委員会（廃棄物処理対策研究審査委員会）」の意見を踏まえ、応募された研究課題を部分的に採択することもあります。
- ⑤ トップダウン方式、特別枠、重点テーマ研究、若手育成型研究に応募された課題は、採択及び費用配分の面で優遇されることがあります。

(2) 評価項目

学術的必要性、社会的必要性、研究の独創性などの項目について評価します。詳細は、「Ⅲ 評価制度について」をご覧ください。

(3) 採択結果

採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された研究課題については環境省ホームページに代表研究者名及び研究の課題と概要等を掲載します。

4 助成の内容

(1) 補助対象経費

研究に直接必要な費用のみが対象であり、当該研究で使用されたことを証明できるものに限りま。また、下記に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。なお、費目については次表のとおり分類してください。

表 循環型社会形成推進研究事業（廃棄物処理対策研究事業）に関する費目

直接 接 経 費	謝金	研究協力者に支払う謝金です。代表研究者及び共同研究者には支払えません。 また、相当な期間を継続的に雇用する場合は補助対象となりません。研究機関との雇用関係が生じる場合は後述する賃金に計上してください。単価については、「 廃棄物処理等科学研究費補助金交付取扱要領（以下、「要領」という。） 」に規定している単価を超えて支給することはできません。
	旅費	応募した研究を実施するために必要となる調査、情報収集、会議への出席又は研究成果の発表を行うための旅費に限りま。 国内旅費は、代表研究者、共同研究者及び研究協力者に支払う旅費が対象となります。外国旅費は、代表研究者、共同研究者及び本研究のために海外から招聘する研究協力者が対象です。 単価については、「要領」に規定している単価で計上してください。
	備品費	研究用機械器具及び文献図書等。比較的原形のまま長期反復使用に耐えるものとします。 単価50万円以上の備品については、3社以上から見積を徴収し、 最低価格を採用する（見積合わせ） など経費を極力削減できるような措置をとってください。また、交付申請段階で購入理由書の提出を求め、その必要性について審査します。 なお、 リース可能なものは必ずリースにより対応 してください。リース料は、「借料及び損料」に計上してください。
	消耗品費	事務用紙、文房具、燃料代、消耗機材、試薬、消耗部品、雑誌、コンピュータソフト等、使用するに従い消費され、長期使用に適しないものが対象となります。
	印刷製本費	文書、図面、報告書等の印刷、製本に要する経費です。 報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。
	通信運	切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、 本事業に使用した料金である

	搬費	ことが証明できる経費です。
	光熱水料	電気料、水道料、ガス料であって、研究に使用した料金であることが証明できる経費です。
	借料及び損料	機械器具・実験施設のリース料、会場借料等です。代表研究者等の所属する機関等の所有する設備の損料等は補助対象とはなりません。
	会議費	研究会議等の茶菓子弁当代で、1人1日当たり1,000円が限度となります。会議に使用する資料の印刷費や会場借料等については、それぞれ印刷製本費、借料及び損料に計上してください。
	賃金	資料整理作業員等の日々雇用する単純労務に服する者に対する賃金、又は、当該研究の遂行に必要となる人員（共同研究者を除く研究者、大学院博士後期課程に在籍する学生、技術者に限る。）を研究機関が雇用する者の賃金が対象となります。 なお、これらの者を研究機関が雇用する場合にあっては、これらの者に対する賃金（社会保険料各種手当等を除く。）を本研究費から当該研究機関に対して支払うことになります。 単価については、「要領」に規定している単価で計上してください。
	雑役務費	コピー料、タイプ料、翻訳料、文書浄書料、振込手数料、収入印紙代、データ収集料等が対象になります。
	委託費	研究に直接必要な経費であり、代表研究者等が実施することが不可能な研究について他の研究機関等に委託して実施するための経費です。委託費の合計額が直接研究費に7分の3を乗じて得た金額を超える場合は、理由書を提出して頂く必要があります。 また、その場合でも直接経費の2分の1を超える額を計上することはできません。委託費を計上する場合は、応募時点での委託予定機関、金額、内容等を見積を取得した上、できる限り詳細に記載してください。
間 接 経 費		廃棄物処理対策研究事業補助金により研究を行う際に、研究代表者の所属する研究機関が研究遂行に関連して間接的に必要とする経費であり、廃棄物処理対策研究事業補助金を効果的・効率的に活用できるようにするため、研究の実施に伴い研究機関において必要となる管理等にかかる経費を措置するものです。 直接経費（委託費を除く。）に10分の3を乗じて得た金額となります。 なお、平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」により、「被配分機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに、別紙様式により配分機関に報告すること。」となっています。研究課題毎に報告してください。

＜直接経費のうち交付対象とならない経費の例＞

- ◇ 退職金、ボーナスその他の各種手当、代表研究者と直接雇用関係が生じるような月極の給与等の人件費
- ◇ 机、椅子、複写機、汎用性の高いコンピューター等研究者が属する機関で通常備えるべき設備品を購入するための経費
- ◇ 応募した研究課題と関係のない学会出席のための旅費・参加費
- ◇ 研究中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ◇ その他、研究の実施に関連性のない経費

(2) 補助金の交付

- ① この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の適用を受けます。補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、法により処分が行われますので十分留意してください。

- ② 予算の範囲内において交付するものとし、総事業費の100%以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が100万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。また、補助金の交付額は1億円以下となります。
- ③ 補助金の管理は研究者の所属する試験研究機関等が行ってください。
- ④ 課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができるものとします。
 - イ 研究方式の決定の困難
研究遂行中の各段階で関連する研究や技術開発の動向を適切に取り込んでいく必要があるが、当初予見し得なかった新たな知見が出現した時に、現状、現象解明を詳細にわたって再調査を行うために相当期間要する場合。
 - ロ 計画又は設計に関する諸条件
研究データの収集及び解析過程において予測しがたい事態の発生、派遣研究者や派遣先の事情変更等により、研究の遅延を余儀なくされる場合。
また、状況変化に伴う工法等の検討など、やむを得ない理由により当初の計画又は設計を変更せざるを得なくなり、その変更により相当期間を要する場合。
 - ハ 資材の入手難
特殊な研究機器・資材の不足、特注品の納入遅延、現場への搬入困難など、事業の実施に必要な資材の入手が困難、あるいは人材確保困難となり、その手配調整に不足の日数を要することにより、技術開発の遅延を余儀なくされる場合。

5 その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業により得られた成果は、環境省が公表するとともに、優良なものについては循環型社会形成推進研究推進事業（廃棄物対策推進事業）で積極的に成果の普及に努めます。

(3) 各種手続き等

本制度は、研究者が実施する研究を支援するものですが、応募、交付申請、補助金受領、資金管理及び実績報告などの手続きについては、代表研究者が所属する機関等の長が行ってください。

(4) 不正な行為について

- ① 補助金の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合において、代表研究者又は共同研究者が関与した場合は、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成19年4月20日改訂環境省）」により、応募資格の制限等の措置をとることがある。
- ② 研究上の不正に関し、環境省では今後、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成18年2月28日総合科学技術会議）」に則り、「研究活動における不正行為への対応等について（平成18年11月30日環境省総合環境政策局）」を策定し、本制度で実施する課題に適用するものとしている。従って、今後、本制度における課題の実施において不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用等）があったと認定された場合、補助金交付の中止等、必要な措置を講ずることがある。

- ③ 「研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年3月30日環境省総合環境政策局）に基づき体制の整備を図ること。

(5) その他応募に際しての注意

前年度までの採択課題については、環境省のホームページで参照できます。応募を予定している研究がどの分野に該当するのか判断が難しい場合は、過去の採択研究を参考にしてください。応募分野に関して不明な点等がありましたら、2(6)⑤で示す連絡先あてお問い合わせください。

Ⅱ 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業 (次世代廃棄物処理技術基盤整備事業)

1 目 的

本事業は、循環型社会の形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤を整備することにより、当該廃棄物処理技術の導入を促進し、廃棄物の適正な処理の推進を図ることを目的としています。

2 公募について

(1) 公募対象

公募の対象とする技術分野は次表に掲げるものとします。

1 廃棄物適正処理技術
イ 廃棄物処理施設関連技術（ばいじん、焼却灰等の適正処理技術を含む。）
ロ 最終処分場関連技術（最終処分場の循環再生、修復技術を含む。）
ハ 廃棄物不適正処理監視、修復技術等
2 廃棄物リサイクル技術
生ごみ等有機性廃棄物、容器包装廃棄物、廃家電、廃自動車、建設系廃棄物等のリサイクル技術（原材料化技術を含む。）
3 循環型社会構築技術
3R（リデュース・リユース・リサイクル）に係る循環利用設計、建設、生産技術

注： 本公募要領でいう廃棄物の中には放射性廃棄物は含まれていません。ただし、クリアランスレベル以下の廃棄物は含みます。

(2) 公募区分について

「重点テーマ」及び「一般テーマ」を設定し、次表の目的で公募します。

重 点 テーマ	社会的・政策的必要性を踏まえ、循環型社会の形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する次世代の廃棄物処理技術に関する基盤の整備を効率的・効果的に推進するため(3)のとおり設定しています。
一 般 テーマ	重点テーマに関わらず、既に実施している(1)に示す公募対象分野ごとに技術開発者の自由な発想に基づく技術開発を目的としているものです。

(3) 重点テーマについて

重点枠の技術開発課題として、以下の5つの課題を設定しています。応募の際には、各課題設定の背景と目的を参考に、各課題に合致した具体的な技術開発課題について提案してください。

重点テーマ① 「廃棄物系バイオマス利活用技術開発」

◇ 課題設定の背景と目的

平成18年3月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」及び平成17年4月に閣議決定された「京都議定書目標達成計画」の達成に資するため、以下の技術開発を行う。

○ 持続可能型地域バイオマス利用システム技術

我が国だけでなくアジア等海外を含め、地域に即した廃棄物系バイオマスエネルギー利用や、原料確保から利用・残渣処理までの地域のマテリアルバランスを考慮した資源循環システムを設計する技術やシステムを実用化するための要素技術の開発。

○ 草木質系バイオマスエネルギー利用技術

廃棄物系バイオマスの中で我が国のみならずアジアにおいて量が豊富で安定して供給可能な製材工場等残材・建設発生木材・間伐材やサトウキビ絞りかすなどの草木質系バイオマスを有効にエタノールやバイオディーゼル燃料に変換する技術や熱、電力へ高効率に転換する技術を実用化するための技術開発。

重点テーマ② 「アスベスト廃棄物の無害化処理に関する技術開発」

◇ 課題設定の背景と目的

現在、健康被害が問題となっているアスベストについては、今後、大量のアスベスト製品が廃棄物となるため、その安全かつ確実な処理が大きな問題となる。とりわけ、スレート製品等の非飛散性アスベストは、破碎によって飛散し、二次汚染・二次的な健康被害を発生するおそれがある。量的にも4千万トンと多く、今後約30年にわたって、毎年百数十万トンを実実に処理しなければならない。そのため、スレート製品等の非飛散性アスベストを中心とした大量のアスベスト廃棄物を確実に無害化処理できる、安全かつ効率的な処理技術を開発する。

重点テーマ③ 「廃炉解体工事の低コスト化のための技術開発」

◇ 課題設定の背景と目的

平成14年のダイオキシン類排出規制強化に適合できなかったこと等の理由により廃止されたごみ焼却施設が多数ある。しかしながら、ダイオキシン類除去等費用が嵩むことから、解体費用が高額となり、市町村の逼迫した財政状況と相まって、解体が進んでいない現状であることから、廃炉解体を促進するために、廃炉解体工事の低コスト化のための技術開発を行う。

重点テーマ④ 「漂着ごみ問題解決に関する技術開発」

◇ 課題設定の背景と目的

外国由来のものを含む漂流・漂着ごみによる海岸機能の低下や生態系を含めた環境や景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化していることから、これらの問題を解決するため、流木や漁具等の塩分を含んだ漂着ごみの効率的な処理・リサイクル技術を実用化するための技術開発を行う。

重点テーマ⑤ 「3R・エネルギー回収の高度化技術」

◇ テーマ設定の背景と目的

天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減により、循環を基調とする社会経済システムの実現及び廃棄物問題の解決に資するため、廃棄物処理事業について、資源循環の推進及びエネルギー回収効率の増加を目指し、費用対効果の優れた3R・エネルギー回収のための技術開発を行う。

※ 「重点テーマ」に応募する際は、実施計画書の応募枠記入欄の「重点テーマ」欄に上記の5つの課題の中で該当する課題の番号を記入してください。

3 対象とする技術開発

循環型社会の形成推進及び廃棄物の適正処理に関するもので、本事業として実施することにより実用化が見込まれ、かつ汎用性及び経済効率性に優れた技術の開発とします。また、開発された技術についてはその普及に努めなければなりません。

なお、本事業は、対象となる技術開発として基礎研究及び応用研究が終了しており、必要最小限の設備による技術の実証をするものであり、既に開発された技術を用いた廃棄物処理施設の整備を対象としたものではありません。

※ 廃棄物の処理事業に供する施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、技術開発とは異なる目的を有する施設の整備を行うものは、本制度の対象ではありません。

4 応募について

(1) 応募に際しての要件

下記の①～⑩の要件をすべて満たす場合のみ応募できます。

- ① 技術開発期間が1年以内であること。
- ② 既に環境省又は他府省の研究費助成制度による助成を受けている研究等と内容及び研究者が重複しないこと。
- ③ 応募者（以下、「技術開発者」という。）は、次に掲げる者で技術開発を実施する者であること。
 - イ 民間企業（日本の法人格を有しているもの）
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（附属研究機関を含む。）、高等専門学校
 - ニ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ホ 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人
 - ヘ 法律により直接設立された法人
 - ト その他の団体（日本の法人格を有しているもの）
- ④ 技術開発は、共同で行うことも可能であり、共同技術開発者は個人でも差し支えない。なお、技術開発者は、あらかじめ共同技術開発者の承諾を得ること。
- ⑤ 法人の財務状況等により、事業の遂行に支障が予測されないこと。
- ⑥ 既に開発された技術ではないこと。（事前に十分に調査しておくこと。）
- ⑦ 基礎研究及び応用研究が既に行われており、理論的に実現可能であること。
- ⑧ 廃棄物の処理事業に供する施設の整備又は販売促進のデモンストレーション用の施設の整備等、技術開発とは異なる目的を有する施設の整備を行うものでないこと。
- ⑨ 技術開発のための実証設備を設ける場合は、実用施設の概ね1／10程度の最小限の規模であること。
- ⑩ 本事業により設置した施設、整備した機器等は、本技術開発に供されるためのものであって、目的外の使用、他者への譲渡は原則として認めない。

(2) 応募の手続き

- ① 申請者について
応募にあたっては、必ず技術開発者である法人（共同で技術開発を行う場合にあつては、代表技術開発者）の代表者が申請してください。
- ② 提出書類
 - イ 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業実施計画書（記入例参照）
 - ロ 各種添付書類（該当しない場合は除く。）

- (イ) 共同技術開発の場合、共同技術開発者一覧表及び体制表
住所、氏名、職業を記入のこと（個人以外の場合は、技術開発担当者、経理事務担当者の所属住所、職名、氏名を併せて記入のこと。）
- (ロ) 事業実施組織票（各法人等毎）
- (ハ) 実証施設概略図
- (ニ) 事業実施工程表（記入例参照）
- (ホ) 廃棄物処理等のフローチャート
取り扱う廃棄物の処理等のフローチャート及び処理に伴い生じた廃棄物の処理に係るフローチャートを示すこと。
- (ヘ) 事業資金調達総括表（自己資金、借入金等記入）（記入例参照）
- (ト) 事業が2年以上に及ぶ場合、実施計画（年度ごとの事業内容、必要経費等記入）
- (チ) 法人登記簿抄本
商号、本店、目的、代表取締役氏名（又はこれらに類する項目）についての抄本であって、応募の日より過去3か月以内に発行されたもの。
- (リ) 直近の過去3年分の貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (ヌ) 技術開発に係る基礎研究、応用研究が終了していることを示す書類学術論文の概要書又は学術図書の抜粋等基礎研究、応用研究の成果の概要を示す書類
研究者の所属、氏名を明らかにした数ページ程度の要約書
- (ル) 業種等調書
- (オ) 図及び説明の入った事業の概要が解る1ページの説明書
※ 上記のうち、(チ)、(リ)、(ル)については、共同技術開発の場合、共同技術開発者分も含む。

◇ 実施計画書について

- ・ 様式は、環境省ホームページよりダウンロードできます。

※ホームページアドレス

http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/kagaku/index.html

- ・ 郵送、ファックスによる様式等の配布は行っておりません。

③ 提出時必要な書類と提出期限

◇ 必要書類

- 実施計画書 1部

実施計画書の用紙サイズは、日本工業規格A4版とし、両面印刷、ホッチキス留めなし、中央下にページ番号付きとしてください。

- 各種添付書類 1部

(2)②ロ(イ)から(オ)に示す書類

- 実施計画書のデータを納めた、CD-ROM等 1枚
(データ形式は後述する形式のいずれかとします。)

◇ 提出方法及び期限

提出方法	郵送、宅配便、持参又は電子メール
提出期限	平成20年1月28日（月）17時必着

④ 書類の提出先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎5号館26階)	
環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課	研究担当
電 話 03-3581-3351(内線6857)	FAX 03-3593-8263
メールアドレス hairi-haitai@env.go.jp	

※ 郵送、宅配便の場合は、封筒に「次世代 計画書」と朱書きしてください。

⑤ 書類の提出に当たっての諸注意

- ◇ 用紙サイズは、原則としてA4版とします。原本がA4サイズ以外の文書がある場合は、拡大・縮小コピー等を行い必ずA4サイズで統一してください。
- ◇ 印刷は白黒で行ってください。（カラー不可）
- ◇ 応募書類は返還致しません。
- ◇ 郵送等で提出を行う場合は、配達証明郵便等、配達記録が残るものとしてください。

⑥ メールにより提出する際の留意事項

- ◇ 全ての応募書類を電子ファイルとして作成し、電子メールに添付して送付が可能な方のみ対象とします。
- ◇ 実施計画書については、1つの実施計画書が1つのファイルになるように作成してください。
- ◇ 応募するメールのサイズは1つのメールで最大1MBとしてください。制限を超過する場合はご相談ください。
- ◇ メール件名は、「20次世代応募」（20は半角）としてください。
- ◇ メールの本文の最後に、法人名、担当部課名、担当者名及び担当者の連絡先を記入してください。
- ◇ 応募書類は添付ファイルとしてください。
- ◇ 添付ファイル名は、法人名を使用し、[j20kasumiga01.doc]（株式会社霞ヶ関の場合）いずれも半角小文字で、[.doc]等拡張子の前の文字数は会社名をローマ字8文字以内とし、それ以降は省略してください。
また、会社名の前に「j20」を、後に2桁の通し番号を付してください。1桁の場合は01等としてください。株式会社などの文字は省略してください。
- ◇ 応募書類は、1つの電子ファイルとして送信してください。
- ◇ 電子ファイルを作成するアプリケーションソフトによる保存形式は、WORD形式、EXCEL形式又は一太郎形式のいずれかとしてください。使用するフォントは、一般的に用いないもの（特に外字）は使用しないでください。
- ◇ 実施計画書以外に必要な添付書類がある場合はPDF形式のファイルとして1つにまとめて作成し、添付してください。
- ◇ 各ファイルは白黒で印刷されることを前提に作成してください。
- ◇ 添付ファイルは、自動解凍ファイル等圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をお願いします。また、マクロ、参照等の機能を付与しないでください。
- ◇ 当方で受領を確認した場合、受領したメールに受領した旨の文章を記入し、添付ファイルを削除した状態で履歴付き返信をします。当方へ送信後、数日しても返信がない場合、正常に受信できていない可能性がありますので、電話でお問い合わせください。送信の際にエラーが出るような場合も、電話でお問い合わせください。
- ◇ 応募書類に著しい不備が認められる場合は応募を無効とします。

5 審査及び採択について

(1) 採択の概要

- ① 新規応募の技術開発課題については実施計画書等での評価（一次審査）及びヒアリングでの評価（二次審査）を行います。二次審査は、一次審査通過者を対象に平成20年3月上旬から3月中旬頃に実施予定です。
- ② 応募された技術開発課題は環境省に設置する外部有識者等からなる、「次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業審査委員会（次世代廃棄物処理技術基盤整備事

業審査委員会)」における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。

- ③ 重点テーマに応募された課題は、採択及び費用配分の面で優遇されることがあります。

(2) 評価項目

独創性、社会的必要性、実現可能性などの項目について評価します。詳細は「Ⅲ 評価制度について」をご覧ください。

(3) 採択結果

- ① 採択の結果は、すべての応募者に通知するとともに、採択された技術課題については環境省ホームページに技術開発者（共同技術開発者を含む。）及び技術開発の概要等を掲載します。
- ② 採択後の交付申請、補助金受領、資金管理、実績報告等の事務については、技術開発者である法人が行ってください。

6 助成の内容

(1) 補助対象経費

技術開発に直接必要な費用のみが対象であり、当該技術開発で使用されたことを証明できるものに限ります。また、下表に示した細目に該当しない経費は補助対象となりません。

また、見積に基づかない高額な積算、実態が不明瞭な積算については、大幅な査定の対象としますので、留意してください。

なお、費目については下表のとおり分類してください。

表 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（次世代廃棄物処理技術基盤整備事業）に関する費目

設計費	実証施設等の設計を自ら行う場合に要する経費です。（設計を外注する場合は、外注費に計上）
建設費	実証施設等の建設に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
機械装置購入費	実証施設等の構成設備等の購入・据付に直接要する経費です。リース可能なものは必ずリースにより対応してください。
材料費	技術開発に直接必要な材料の購入に直接要する経費です。
物品費	技術開発に直接必要な備品等の購入に直接要する経費です。また、リース可能なものはリースにより対応してください。
外注費	技術開発者、共同技術開発者以外の者に業務の一部を委託することに要する経費であって、他に掲げられた経費以外のものです。
旅費	技術開発者、共同技術開発者及び技術開発指導者に支払う旅費です。国内旅費のみが対象となります。単価等は「国家公務員等の旅費に関する法律」に準ずることとします。
印刷製本費	本事業の成果報告書等の印刷、製本に要する経費です。また、報告書にあっては、華美な装丁は必要ありません。
文献購入費	本事業に直接必要となる文献の購入に要する経費です。なお、技術開発者の営業目的等を勘案し、通常備えるべき文献を購入するための経費は除きます。

通信運搬費	本事業に直接必要となる切手、はがき、運送代、通信・電話料等であって、 本事業に使用した料金であることが証明できる経費 です。
光熱水料	技術開発に直接必要な電気料、水道料、ガス料であって、 本技術開発のみに使用した料金であることが証明できる経費 です。
コンピュータ使用量	コンピュータによるデータ解析等を外注する場合の経費です。
試料分析鑑定料	外部分析機関等へ委託料です。
備上費	データ整理作業員等の日々（臨時）雇用する 単純労務に服する者（アルバイト）に対する賃金 です。
技術指導の受入に必要な経費	技術開発指導者等に支払う謝金です。共同技術開発者などの関係者は対象にはなりません。

<補助対象とならない経費>

- ◇ 技術開発者の人件費、退職金、ボーナスその他各種手当など雇用関係が生ずるような月極の給与
- ◇ 技術開発に必要な用地の確保に要する経費
- ◇ 建屋の建設（簡易なものを除く）にかかる経費
- ◇ 会社の事業内容に照らして当然備えているべき機器、**汎用性の高い備品等**（パソコン、机、いす事務機器等）の**購入**
- ◇ 技術開発に直接関係のない学会、講演会、会議等の出席のための旅費・参加費
- ◇ 技術開発中に発生した事故・災害の処理に要する経費
- ◇ 技術開発により排出された廃棄物の処理に要する経費
- ◇ 技術開発に係る特許出願料等の登録免許に関する経費
- ◇ その他、技術開発の実施に関連性のない経費

(2) 補助金の交付

- ① この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）の適用を受けます。また、補助金の目的外使用などの違反行為を行った者に対しては、補助金の交付決定の取り消し、返還等、法により処分が行われますので十分留意してください。
- ② **予算の範囲内において交付するものとし、補助対象経費の1／2以下の補助金が交付されます。ただし、補助対象経費の額が500万円に満たない場合は補助金の交付の対象にはなりません。また、補助金の交付額は1億円以下となります。**
- ③ 補助金の管理は申請者が行ってください。
- ④ 課題の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、課題が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、次の事由に該当すると認められる場合には、年度内に使用し終わらなかった予算を、翌年度へ繰越すことができるものとします。

イ 事前調査又は研究方式の決定の困難

施設建設の事前調査段階で、当初予見し得なかった地盤等の自然状況の変化により、当初の技術開発計画を変更せざるを得なくなり、その変更に対応する期間を要する場合。

技術開発遂行中の各段階で関連する研究や技術開発の動向を適切に取り込んでいく必要があるが、当初予見し得なかった新たな知見が出現した時に、現状、現象解明を詳細にわたって再調査を行うために相当期間を要する場合。

ロ 計画又は設計に関する諸条件

研究データの収集及び解析過程において予測しがたい事態の発生、派遣研究者

や派遣先の事情変更等により、技術開発の遅延を余儀なくされる場合。

また、状況変化に伴う工法等の検討など、やむを得ない理由により当初の技術開発計画又は設計を変更せざるを得なくなり、その変更に相当期間を要する場合。

ハ 気象の関係

実証施設建設や技術開発中において、気象、海象などの自然条件により遅延を余儀なくされる場合。

ニ 用地に関する諸条件

実証施設建設予定地において、各自治体との調整が難航するなど施設建設に不測の日数を要し、施設建設が遅延を余儀なくされる場合。

ホ 資材の入手難

特殊な研究機器・資材の不足、特注品の納入遅延、現場への搬入困難など、事業の実施に必要な資材の入手が困難、あるいは人材確保困難となり、その手配調整に不足の日数を要することにより、技術開発の遅延を余儀なくされる場合。

7 その他留意事項

(1) 成果の帰属

この事業により得られた特許等の知的財産権は応募者に帰属します。

(2) 成果の公表

この事業により得られた成果は、環境省が公表するとともに、優良なものについては循環型社会形成推進研究推進事業（廃棄物対策推進事業）で積極的に成果の普及に努めます。

(3) 事業化の努力

事業終了後、応募者は成果の事業化に努めなければなりません。

また、事業終了後5年間、毎年度環境省に事業化状況について報告してください。

(4) 不正な行為について

① 補助金の不適正な経理処理があった場合又は偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合において、代表研究者又は共同研究者が関与した場合は、「環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る研究費の執行停止等に関する規定（平成19年4月20日改訂環境省）」により、応募資格の制限等の措置をとることがある。

② 研究上の不正に関し、環境省では今後、「研究上の不正に関する適切な対応について（平成18年2月28日総合科学技術会議）」に則り、「研究活動における不正行為への対応等について（平成18年11月30日環境省総合環境政策局）」を策定し、本制度で実施する課題に適用するものとしている。従って、今後、本制度における課題の実施において不正行為（データのねつ造、改ざん、盗用等）があったと認定された場合、補助金交付の中止等、必要な措置を講ずることがある。

③ 研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年3月30日環境省総合環境政策局）に基づき体制の整備を図ること。

(5) その他応募に際しての注意

前年度までの採択事業については、環境省のホームページで参照できます。応募を予定している事業がどの分野に該当するのか判断が難しい場合は、過去の採択事業を参考にしてください。応募分野に関して不明な点等がありましたら、「4(2)④応募の手続き」に記載した連絡先にご連絡ください。

※ 本補助金は、『中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ）』において平成１９年度予算も引き続き「特定補助金等」として指定が見込まれます。「特定補助金等」に指定された補助金等を交付された中小企業は、その成果を利用した事業活動を行う際に、支援措置の特例等を受けることができます。

★ ＳＢＩＲ制度の詳細は（中小企業庁ホームページ ＳＢＩＲのご案内）…

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/18fy/index.html>

Ⅲ 評価制度について

廃棄物処理等科学研究は、環境省に設置する外部有識者等からなる審査委員会における専門的・学術的観点及び行政的観点からの評価結果を踏まえ、採択を決定します。評価の概要、項目は次のとおりです。審査委員名は、事業採択後ホームページで公表しますが、採択後も評価に係る事項についての審査委員との一切の接触を禁止します。

1 循環型社会形成推進研究事業（廃棄物処理対策研究事業）

(1) 新規応募課題

事前評価

- 一次審査：研究計画書等により評価
- 二次審査：一次審査通過者を対象にヒアリングを行い評価

【評価の項目】

- ◇学術的必要性：当該研究分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- ◇社会的必要性：社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- ◇内容の独創性：研究の計画・方法が独創的なものであるか。
- ◇計画の妥当性：研究の計画が十分に練られたものであるか。
- ◇実施能力：所期の成果を上げることが期待できるか。

※ 審査の最終結果については、応募者全員に通知するとともに最終合格者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

(2) 継続課題

事前評価

- 原則として研究計画書等により評価し採否、交付額を決定（経費の増額、研究の年次計画の変更等があった場合には、ヒアリングを実施することがある。）

【評価の項目】

- ◇学術的・社会的必要性
：研究を継続することで当該研究分野の発展に十分な貢献が期待でき、社会的要請の強い課題等の解決に資するものであるか。
- ◇計画の妥当性：研究の計画が十分に練られその進め方が着実なものであり、限定された期間で新たな成果が期待できるか。
- ◇継続能力：継続することで所期の成果を上げることが期待できるか、また、継続することが総合的に判断して妥当であるか。
- ◇目標の達成度：研究を継続することで目標を達成する見込みがあるか。

※ 評価結果については、応募者全員に通知するとともに最終合格者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

※ 複数年計画の課題のうち、途中年で中止した場合又は不採択となった場合、事業終了となり総合報告書を提出していただきます。

中間評価

- 3年間に渡る研究の2年目となる継続課題を対象
- ヒアリングにより評価し、次年度以降の採否、交付額に反映

【評価の項目】

- ◇成果の学術的貢献の可能性：
中間成果を踏まえると当該研究分野の発展に十分な貢献ができる可能性は高いか。
- ◇成果の社会的貢献の可能性：
中間成果を踏まえると社会的要請の強い課題等の解決に十分な貢献ができる可能性は高いか。
- ◇目標の達成度：前年度の研究目標を達成しているか。
- ◇計画の妥当性：研究の計画が十分に練られその進め方が着実なものであり、限定された期間で新たな成果があるか。
- ◇継続能力：研究の実施に十分に貢献する研究者等による研究組織が構成されている等所期の成果をあげることが期待できるか。

※ 評価結果については、研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

事後評価

- 事業を終了した課題を対象
- 総合研究報告書等により評価

【評価の項目】

- ◇目標の達成度：事業の目標を達成したか。
- ◇成果の学術的貢献度：当該分野の発展に十分な貢献をしたか。
- ◇成果の社会的貢献度：社会的要請の強い課題等の解決に資するものだったか。

※ 評価結果については、研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

2 次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業（次世代廃棄物処理技術基盤整備事業）

事前評価

- 一次審査：実施計画書等により評価
- 二次審査：一次審査通過者を対象にヒアリングを行い評価

【評価の項目】

- ◇技術開発の独創性：技術開発の内容が、既存技術と比較して独創性、革新性及び先進性に優れ、当該技術分野の発展に十分な貢献が期待できるか。
- ◇社会的必要性：技術開発の目的・目標が社会的要請に合ったもので、開発された技術が市場に受け入れられる見込みがあるか。
- ◇経済性：技術開発の内容が経済性に優れ、普及が見込まれるか。
- ◇計画の妥当性・実現可能性
：実施計画について技術開発の目的・目標を的確かつ効率的に遂行することができ、資金調達に関し十分な経理的基礎を有し、技術開発を完了する見込みがあり、技術開発の内容が実用性及び汎用性を有しており、実現可能なものであるか。

※ 審査の最終結果については、応募者全員に通知するとともに最終合格者については研究概要とともに環境省ホームページにて公表します。

事後評価

■ 事業終了後に技術開発報告書及びヒアリングにより評価

【評価の項目】

- ◇目標の達成度：当初の目標を達成し、十分な成果を得たか。
- ◇成果の技術的貢献度：得られた成果が当該技術の発展に十分貢献したか。
- ◇成果の社会的貢献度：得られた成果が社会的要請の強い諸問題の解決に資することができたか。

※ 評価結果については、技術開発の概要とともに環境省ホームページにて公表します。

- ◎ ヒアリングにより評価する際のプレゼンテーションは、代表研究者、技術開発担当者に行っていただきます。代理は原則として認めません。
- ◎ 評価方法（書面により評価、ヒアリングにより評価）は、応募件数、課題の内容などの状況に応じ変更することがありますので、留意してください。